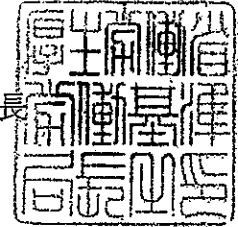


基発第0319003号  
平成20年3月19日

建設業労働災害防止協会会長 殿

厚生労働省労働基準局長



### 労働災害防止計画の推進について

今般、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第6条の規定に基づき、平成20年度を初年度とする第11次の労働災害防止計画を別添1のとおり策定したところです。

本計画は、今後5年間に、国が自らとるべき施策を明らかにするとともに、労働災害防止の実施主体である事業者等において取り組むことが求められる事項を具体的に示したのですが、その推進に当たって、労働災害防止団体が、関係業種の実態を踏まえ、各関係業種別の目標を含む計画を策定し、労働災害防止活動に取り組むことを促進することとしています。

つきましては、本計画の趣旨を十分に御理解の上、計画の策定及び推進に配慮されるとともに、会員各事業場等に本計画の周知徹底を図り、本部、支部等が一体となって積極的な労働災害防止活動を展開されるようお願いします。

なお、本計画に基づく業種別対策について別添2のとおり取りまとめておりますので、参考としてください。

別添1、別添2につきましては、厚生労働省ホームページをご参照ください。  
厚生労働省ホームページ：<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei21/index.html>